

# 三条民商

三条民主商工会  
三条市興野 2-16-29  
TEL 32-2710  
FAX 32-2718  
2020年5月18日  
2418回

## コロナ禍

### 制度を利用して みんなで乗り切ろう!!

インターネット申請のみでスタートした持続化給付金ですが、民商でも会員を対象に申請サポートを行います。各回3名までの予約制ですので、事務所までご連絡ください。

- ・ 21日(木) 午後6時より
- ・ 22日(金) 午後6時より
- ・ 28日(木) 午後6時より
- ・ 29日(金) 午後6時より

左記の必要書類を全て揃えてある方を優先させていただきます。

<https://jizokuka.kyufu.jp>

# 持続化給付金 特集号

- ① 確定申告書の控え  
※ 収受印が無い人は納税証明書を用意
- ② (青色申告) 決算書  
(白色申告) 前年の帳簿  
※ 決算した欄式は  
初りか数字は
- ③ 売上減少月の今年の帳簿
- ④ 通帳 (給付金振込先口座)
- ⑤ 本人確認書類 (運転免許証など)  
※ 健康保険証では住民票も用意

★ いずれも現物を持参してください

これ以降の申請サポートについては、随時このニュースでお知らせします。申請の締め切りは来年1月15日です。郵送での申請に関しては、全商連で要望を上げて交渉中です。申請の流れを簡単にまとめたプリントを事務所に用意してあります。よければご自身で行う際の参考にしてください。そのほか相談など、お気軽にお電話ください。

★ ウラ面も見てください

### 白色申告の方は、持続化給付金の支給額の計算に注意してください

比較する前年の売上は各月でなく、前年の総売上を12で割った金額です

例として、このような売上の事業者の場合で考えます。

単位: 万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2019年	30	20	30	60	50	30	20	10	10	30	30	40	360
2020年	30	20	20	20									

青色申告の場合、各月と比較して50%以下の売上の月があれば対象となるので、4月がそれにあたります。

$$360万円 - 20万円 \times 12ヶ月 = 120万円 \Rightarrow \text{支給額は上限の100万円}$$

白色申告の場合、前年の売上を平均した額をひと月の売上として比較します。

単位: 万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2019年	30 / 月												360
2020年	30	20	20	20									

そうすると、ひと月の売上は30万円。つまり、15万円以下の売上月でない限り給付対象となりません。

また、青色申告であっても、決算書を提出していなかったり、提出していても月間事業収入に記載がないと白色申告と同じく前年の月平均売上と今年の各月売上を比較することになります。

### 確定申告書の控えに収受印付印の無い方は「納税証明書」その2所得金額用(1)が必要

持続化給付金の申請の際に使用します。税務署に請求し、発行してもらってください。必要場合は早めに交付請求を行ってください。来所のほか、郵送での発行も受け付けているとのこと。交付請求書は事務所でも用意してあります。

今週の商工新聞の1面は、村上民商で持続化給付金の申請をした記事です。ぜひ読んでください。三条民商でも申請を済ませた会員がいます。早くから書類など揃えていたことがよかったです。

### 記帳会のお知らせ

5月23日(土)  
午前9時30分  
三条民商事務所



事務所に  
Wi-Fi環境  
あります